

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和4年度 長商第190号
委託業務名称	長浜クリエイションセンターブランドマネジメント業務
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	①地域内外の多様な個人又は団体のネットワークの構築 ②地域課題を解決するために必要な社会実験事業の企画立案・試行・検証・更新 ③チャレンジ&クリエイションのサイクルを回し続けるための仕組みづくり
履行期間	令和4年7月1日 から 令和5年3月17日
契約年月日	令和4年6月30日
契約額(税込)	2,938,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市木之本町木之本 1287-1 [商号又は名称] 株式会社仕立屋と職人
契約相手方の選定理由	当該業務は、長浜クリエイションセンター事業実施要綱に基づき、多様な主体の連携によるプロジェクトの創造を繰り返すことで、地域に能動的に挑戦する風土を生み、挑戦的で創造的なまちづくりの循環をつくり出し、持続的に自立・自走するまちづくりの仕組みを構築することを目的とするものである。令和4年度は、当センターを拠点に有形無形のデザインの力を活用して新しいアイデアをカタチにする取組みを進めていくことを主な目的としている。 委託先の株式会社 仕立屋と職人(代表取締役 石井挙之)は、あらゆる角度(デスク/現場/対話)からのリサーチから、人やカルチャーをつないで課題解決のきっかけをつくる「ストーリーテリング」に関する専門人材であり、当該業務のディレクター的役割を担っていただくもの。 業務の内容が、これまでに前例のない新たなまちづくりの仕組みを構築するという性質上、競争入札にそぐわず、同氏以外では初期の目的を達成することができないことから同氏と随意契約するものである。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>